

青森県報

第二十九号

令和元年
七月十日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
 - 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……一
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
 - 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
 - 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域県民局) ……四
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域県民局) ……五
- 公安委員会
- 電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……五
 - 右 同……………(同) ……七

告

示

青森県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
斎藤耳鼻咽喉科医院	弘前市大字城東三丁目二の六五	令和元年・五・一

青森県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
清水クリニック	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	平成三〇・一・四

青森県告示第百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和元年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	社会福祉法人共生の杜	名称	地域活動支援センターハウス
	主たる事務所の所在地	十和田市大字三本木字一本木沢一〇三の八	所在地	十和田市東三番町四の一
地域相談支援の種類	地域相談支援の種類	地域移行支援	指定年月日	令和元年七月一日
	地域活動支援センターハウス	地域定着支援		

青森県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、黒石都市計画道路事業の事業計画の変更を令和元年七月一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和元年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
黒石市
- 二 都市計画事業の種類
黒石都市計画道路事業（三・四・七号 黒石環状線）
- 三 事業施行期間
平成二十五年十月十五日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア売市店
八戸市売市四丁目六の九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社孫作
八戸市売市四丁目六の三一
代表取締役 西村隆
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役社長 前田恵三
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和二年一月二十九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、四七〇・八五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
九三台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数

四四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一五〇・〇五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五二・四四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和元年五月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市役所

2 期間

令和元年七月十日から同年十一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

る。

1 提出期限

令和元年十一月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川孝男

三 変更しようとする事項

変更しようとする事項

| 区 分                  | 変 更 前                      | 変 更 後                  | 変 更 年 月 日 |
|----------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
| 大規模小売店舗の施設運営方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午後九時<br>閉店時刻 午後九時 | 令和元年・六・二〇 |
| 来客が駐                 | 午前九時五十分から午                 | 午前八時五十分から午             |           |

|                            |                  |              |
|----------------------------|------------------|--------------|
| 車場を利用する時間帯                 | 後九時まで            | 後九時まで        |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前八時四十五分から午後六時まで | 午前六時から午後九時まで |

四 届出年月日

令和元年六月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年七月十日から同年十一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十一月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、鬼沼木土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年七月十日

中南地域県民局長 小野正人

| 役員別 | 氏名    | 住                  | 所 | 就任及び退任の年月日  |
|-----|-------|--------------------|---|-------------|
| 理事  | 小山 信作 | 弘前市大字鬼沢字山ノ越二二六の二   |   | 令和元年六月十七日就任 |
|     | 藤田 國美 | 〃 〃 字猿沢一〇五の二       |   | 〃 〃 〃       |
|     | 吹田 守  | 〃 〃 大字榑木字用田二二三一    |   | 〃 〃 〃       |
|     | 山口 隆之 | 〃 〃 大字鬼沢字山ノ越二四の三   |   | 〃 〃 〃       |
|     | 須藤 秀明 | 〃 〃 字菖蒲沢一七の一       |   | 〃 〃 〃       |
|     | 神 豊   | 〃 〃 字猿沢九八の一        |   | 〃 〃 〃       |
|     | 角田 一東 | 〃 〃 大字榑木字島原七一      |   | 〃 〃 〃       |
|     | 花田 務  | 〃 〃 大字鬼沢字菖蒲沢九二     |   | 〃 〃 〃       |
| 監事  | 成田 康之 | 〃 〃 〃 六七           |   | 〃 〃 〃       |
|     | 千葉 慎司 | 〃 〃 〃 六七           |   | 〃 〃 〃       |
|     | 小山 信作 | 〃 〃 大字榑木字用田二〇二の二   |   | 〃 〃 〃       |
|     | 藤田 國美 | 〃 〃 〃 字猿沢一〇五の二     |   | 〃 〃 〃       |
|     | 吹田 守  | 〃 〃 〃 大字榑木字用田二二三一  |   | 〃 〃 〃       |
|     | 山口 隆之 | 〃 〃 〃 大字鬼沢字山ノ越二四の三 |   | 〃 〃 〃       |
|     | 須藤 秀明 | 〃 〃 〃 字菖蒲沢一七の一     |   | 〃 〃 〃       |
|     | 小山内満春 | 〃 〃 〃 大字榑木字牧野六一の一  |   | 〃 〃 〃       |
|     | 藤田 則友 | 〃 〃 〃 大字鬼沢字菖蒲沢一八二  |   | 〃 〃 〃       |
|     | 成田 康之 | 〃 〃 〃 六七           |   | 〃 〃 〃       |
| 監事  |       |                    |   | 元・六退任       |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を令和元年六月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年七月十日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

公安委員会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和元年七月十日

青森県警察本部長 重 松 弘 教

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、保守及び撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等（免許証更新自動受付装置等） 一式

二 賃貸借期間

令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 2の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

4 2の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

5 提出期限

令和元年八月九日 午後五時

6 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

令和元年八月二十二日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

令和元年八月二十二日 午前十一時五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

（賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以

上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は

一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約

を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行

しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付

ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和元年度の契約金額とする。ただし、令和二年度から令和五年度までの契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和六年度の契約金額は、落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Electronic Computer hardware and software
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 A.M. August 22, 2019

3 Contact point for the notice:

Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和元年七月十日

青森県警察本部長 重 松 弘 教

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、保守及び撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等（電子署名生成装置等） 一式

二 賃貸借期間

令和二年二月一日から令和七年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知

事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 2の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

4 2の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

5 提出期限

令和元年八月九日 午後五時

6 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和元年八月二十二日 午後一時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

令和元年八月二十二日 午後一時三十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和元年度の契約金額とする。ただし、令和二年度から令和五年度までの契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和六年度の契約金額は、落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Electronic Computer hardware and software
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

1:30 P.M. August 22, 2019

3 Contact point for the notice:

Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭